

規則改正等案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）（12頁）
- 5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正（15頁）
- 6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正（17頁）
- 7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程（20頁）
- 8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程（23頁）
- 9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程（26頁）
- 10 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則（29頁）
- 11 東京都監査事務局処務規程の一部改正（30頁）
- 12 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正（31頁）
- 13 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（32頁）
- 14 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（34頁）
- 15 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（37頁）
- 16 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（51頁）
- 17 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（65頁）
- 18 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（79頁）
- 19 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（95頁）

- 20 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（103頁）
- 21 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（113頁）
- 22 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（115頁）
- 23 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（124頁）
- 24 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【協議】
（134頁）
- 25 職員の給与に関する条例第10条第3項第1号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則（135頁）
- 26 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（136頁）
- 27 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（137頁）
- 28 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（138頁）
- 29 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（140頁）
- 30 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（141頁）
- 31 特勤勤務手当等支給規程の一部を改正する規程（警視庁）（145頁）

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条第一号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「会計年度」を「法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

ロ 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第二条第一号ハを削る。

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」

に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加え、同条第八項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長が定める。

2 局長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、総務局長が別に定める職については、この規則による改正後の会計年度任用職員の任用等に

関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の総務局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、総務局長が別に定める。

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「とは、」の下に「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、」を加え、「者のうち」を「者で」に、「一会計年度」を「任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が定める。

2 教育長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する
規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される東京都公立学校の非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者（これに相当する者を含む。）」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が定める。

2 教育長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則に

よる改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

◎東京都議会議長訓令第二号

東京都議会事務局

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都議会議長 尾崎大介

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内
- 二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長が定める。

2 局長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、局長が別に定める職については、この訓令による改正後の会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める。

第1条 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

題名中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第1条中「第17条の規定に基づき任用される警視庁の非常勤の職員(以下「一般職非常勤職員」という。)」を「第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第2条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「1会計年度」を「法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 1週間当たりの勤務時間が31時間以内

(2) 1日の勤務時間が7時間45分以内

第2条第3号を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第4条第1項から第3項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第5項第1号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職(以下「当該職」という。)」に改め、「者を当該職」の次に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第7項第3号中「前年度」の次に「及び当年度」を加える。

第5条を次のように改める。

(任期)

第5条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で警務部長が定める。

2 警務部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第6条及び第7条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、警務部長が別に定める職については、この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第4条第5項第1号に規定する前年度に設置されていた職

とみなす。

- 3 前項の警務部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、警務部長が別に定める。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月 日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><u>東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の任用等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員</u> <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期を通じて、次に掲げる要件を全て満たす者</u>（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア 1週間当たりの勤務時間が31時間以内</u></p> <p><u>イ 1日の勤務時間が7時間45分以内</u></p> <p>[削る]</p> <p>(2) 部長 東京消防庁の組織等に関する規則（昭和38年東京都規則第95号）第10条第1項に規定する部長のうち、<u>会計年度任用職員</u>の任用等に係る事務を主</p>	<p><u>東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員</u>（以下「<u>一般職非常勤職員</u>」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) <u>一般職非常勤職員</u> <u>1会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者</u>（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア 1月当たりの勤務日数がおおむね11日から16日まで</u></p> <p><u>イ 1月当たりの勤務時間がおおむね85時間15分から124時間まで</u></p> <p><u>ウ 1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで</u></p> <p>(2) 部長 東京消防庁の組織等に関する規則（昭和38年東京都規則第95号）第10条第1項に規定する部長のうち、<u>一般職非常勤職員</u>の任用等に係る事務を主</p>

<p>管する部長をいう。 (職及び任用数)</p> <p>第3条 <u>会計年度任用職員</u>の職及び任用数は、人事部長が別に定める。 (任用)</p> <p>第4条 <u>会計年度任用職員</u>は、職員の試験及び選考に関する規則(昭和28年東京都人事委員会規則第2号)第2条第9号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により消防総監が任命する。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>の任用の手続は、人事部長が別に定める。</p> <p>3 <u>会計年度任用職員</u>の選考の方法は、人事部長が別に定める。</p> <p>[4 略]</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) <u>前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職(以下「当該職」という。)</u>に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると消防総監が認める場合</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[6 略]</p> <p>7 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>前年度及び当年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例(昭和26年東京都条例第84号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。</u></p> <p>8 部長は、<u>会計年度任用職員</u>の任用状況について、人事部長に対し、定期に報告するものとする。 (任期)</p> <p><u>第5条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で消防総監が定める。</u></p> <p><u>2 消防総監は、会計年度任用職員の任期が</u></p>	<p>管する部長をいう。 (職及び任用数)</p> <p>第3条 <u>一般職非常勤職員</u>の職及び任用数は、人事部長が別に定める。 (任用)</p> <p>第4条 <u>一般職非常勤職員</u>は、職員の試験及び選考に関する規則(昭和28年東京都人事委員会規則第2号)第2条第9号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により消防総監が任命する。</p> <p>2 <u>一般職非常勤職員</u>の任用の手続は、人事部長が別に定める。</p> <p>3 <u>一般職非常勤職員</u>の選考の方法は、人事部長が別に定める。</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) <u>前年度に設置されていた職について、前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる</u>と消防総監が認める場合</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[6 同左]</p> <p>7 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例(昭和26年東京都条例第84号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。</u></p> <p>8 部長は、<u>一般職非常勤職員</u>の任用状況について、人事部長に対し、定期に報告するものとする。 (任期)</p> <p><u>第5条 一般職非常勤職員の任期は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたってはならない。</u></p> <p>[新設]</p>
---	--

<p><u>前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、<u>会計年度任用職員</u>の任用等に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、<u>一般職非常勤職員</u>の任用等に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この訓令は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、人事部長が別に定める職については、この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第5項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の人事部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、人事部長が別に定める。

● 交通局規程第四十号

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職

に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

●東京都水道局管理規程第〇〇号

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職

に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員等の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員と同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

●東京都下水道局管理規程第 号

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一會計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に改め、「非常勤

の職に従事する」を削り、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に設置された一般職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程（昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都監査委員 清水 やすこ

東京都監査委員 神 林 茂

東京都監査委員 友 渕 宗 治

東京都監査委員 岩 田 喜美枝

東京都監査委員 松 本 正一郎

第十八条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

● 東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都選挙管理委員会

第二十一条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第七条の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に改める。

第二十四条第三項中「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日（以下「結婚の日」という。）の一週間前の日から結婚の日後六月」を「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」に改める。

第二十九条第二項中「（第二十四条第二項第一号に掲げる場合の慶弔休暇を除く。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「（前項の休暇にあっては、結婚の日後一週間を経過する日までに限る。）」を削り、同項を同条第三項とする。

附 則

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第十二条第三項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 平成三十二年三月三十一日に一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の適用を受けていた職員における、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十二条第三項の規定の適用については、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」とあるのは、「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」とする。

3 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十四条及び第二十九条の規定は、改正後の規則第二十四条第三項に規定する結婚の日及び改正後の規則第二十九条第二項に規定する申請をした日がいずれも平成三十一年一月一日以後である場合について適用し、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日又は改正前の規則第二十九条第三項に規定する申請をした日のいずれかが平成三十一年一月一日前である場合については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に改める。

第二十五条第三項中「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日（以下「結婚の日」という。）の一週間前の日から結婚の日後六月」を「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」に改める。

第三十条第二項中「（第二十五条第二項第一号に掲げる場合の慶弔休暇を除く。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「（前項の休暇にあつては、結婚の日後一週間を経過する日までに限る。）」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十一条中「第三十条第二項及び第三項」を「第三十条第二項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第十二条第三項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 平成三十二年三月三十一日に東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）等の適用を受けていた職員における、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十二条第三項の規定の適用については、「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」とあるのは、「東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」とする。

3 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十五条及び第三十条の規定は、改正後の規則第二十五条第三項に規定する結婚の日及び改正後の規則第三十条第二項に規定する申請をした日がいずれも平成三十一年一月一日以後である場合について適用し、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二十五条第三項に規定する結婚の日又は改正前の規則第三十

条第三項に規定する申請をした日のいずれかが平成三十一年一月一日前である場合に
ついては、なお従前の例による。

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条中「一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次條に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の
勤務時間の中から職務の性質に依じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、
当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同條に次の一項を加
える。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によつて
勤務する必要がある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同條第一項を次のように改める。

任命権者は、前條の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期
間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「二十八時間三十七分」を「三十一時間」に改める。

第八条中「、第三条第二項」を削る。

第十二条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十三条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十四条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十一条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十四条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十五条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十七条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十八条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改める。

第二十九条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十二条中「から第二十五条まで」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現

に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十二条、第十四条関係）

所定 勤務日数	在職期間						
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
週四日以上	十	十一	十二	十四	十六	十八	二十
週三日	五日	六	六	八	九	十	十一
週二日	三日	四	四	五	六	六	七
週一日	一日	二	二	二	三	三	三
—	年四十八日未満	〇日					

別表第二（第十二条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	所定勤務日数							
											在職する期間	週四日以上	週三日	週二日	週一日	—		
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	以上	年百六十九日	月十五日以上	週四日以上	—	—	—	—
〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	百六十八日まで	年百二十一日から	月十一日から十四日まで	週三日	—	—	—	—
〇日	〇日	〇日	一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	百二十日まで	年七十三日から	月七日から十日まで	週二日	—	—	—	—
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	七十二日まで	年四十八日から	月四日から六日まで	週一日	—	—	—	—
											年四十八日未満	月四日未満	—	〇日	—	—	—	—

別表第三（第十二条関係）

イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職する期間												在職期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

在職する期間												在職期間	
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
○日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年
			二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年
			二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年
			二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年
			二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	
												在職期間	在職期間
〇日			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	一年未満	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	一年	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	二年	
			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	三年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	四年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五年	
			一日	三日	四日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六年以上	

二 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間			
												在職する期間	在職期間		
○日			○日	○日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一年未満			
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	一年		
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二年	
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	三年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	四年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	五年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	六年以上	

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間	
												在職する期間	在職期間
○日												一年未満	
												一年	
												二年	
												三年	
												四年	
												五年	
												六年以上	

別表第四（第二十四条関係）

所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日

別表第五を削る。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条中「東京都教育委員会一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

教育委員会は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「二十八時間三十七分」を「三十一時間」に改める。

第八条中「、第三条第二項」を削る。

第十二条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十三条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十四条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十一条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十四条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十五条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十七条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十八条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改める。

第二十九条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十二条中「から第二十五条まで」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

(特別休暇等の特例)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した

者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十二条、第十四条関係）

所定 勤務日数	在職期間						
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
週四日以上	十	十一	十二	十四	十六	十八	二十
週三日	五日	六	六	八	九	十	十一
週二日	三日	四	四	五	六	六	七
週一日	一日	二	二	二	三	三	三
—	年四十八日未満						
				〇日			

別表第二（第十二条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	所定勤務日数			
											在職する期間	週四日以上	週三日	週二日
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	以上	年百六十九日	月十五日以上	週四日以上
〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	百六十八日まで	年百二十一日から	月十一日から十四日まで	週三日
〇日	〇日	〇日	一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	百二十日	年七十三日から	月七日から十日まで	週二日
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	七十二日まで	年四十八日から	月四日から六日まで	週一日
											年四十八日未満	月四日未満	—	
〇日														

別表第三（第十二条関係）

イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職する期間												在職期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	
												在職期間	在職期間
○日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年	
			二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年	
			二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年	
			二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年	
			二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上	

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	
												在職期間	在職期間
〇日			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	一年未満	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	一年	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	二年	
			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	三年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	四年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五年	
			一日	三日	四日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六年以上	

二 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間
												一年未満	
○日			○日	○日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一年未満
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二年
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二年
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	三年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	四年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	五年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	六年以上

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間
○日												一年未満	
												一年	
												二年	
												三年	
												四年	
												五年	
												六年以上	

別表第四（第二十四条関係）

所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日

別表第五を削る。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条中「一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次條に規定する一月当たりの勤務日数（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数をいう。以下同じ。）に依りて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から、職務の性質に依りて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同條に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

教育委員会は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「二十八時間三十七分」を「三十一時間」に改める。

第八条中「、第三条第二項」を削る。

第十二条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十三条第四項及び第五項中「第三条第二項の規定により勤務する必要のある」を「勤

務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十四条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十一条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十四条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十五条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十七条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十八条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改める。

第二十九条中「の在職期間が一年以上である」を「が次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十二条中「から第二十五条まで」を削り、同条後段を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十二条、第十四条関係）

所定 勤務日数	在職期間						
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
週四日以上	十	十一	十二	十四	十六	十八	二十
週三日	五日	六	六	八	九	十	十一
週二日	三日	四	四	五	六	六	七
週一日	一日	二	二	二	三	三	三
—	年四十八日未満	〇日					

別表第二（第十二条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	所定勤務日数						
											在職する期間	週四日以上	週三日	週二日	週一日	—	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	以上	年百六十九日	月十五日以上	週四日以上			
〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日		年百二十一日から 百六十八日まで	月十一日から十四 日まで	週三日			
〇日	〇日	〇日	一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日		年七十三日から 百二十日まで	月七日から十日 まで	週二日			
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	一日	一日	一日	一日	一日	一日		年四十八日から 七十二日まで	月四日から六日 まで	週一日			
											年四十八日未満	月四日未満	—	〇日			

別表第三（第十二条関係）

イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職する期間												在職期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	
												在職期間	在職期間
○日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年	
			二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年	
			二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年	
			二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年	
			二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上	

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	
												在職期間	
〇日			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	一年未満	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	一年	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	二年	
			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	三年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	四年	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五年	
			一日	三日	四日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六年以上	

二 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間			
												在職する期間	在職期間		
○日			○日	○日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一年未満			
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	一年		
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二年	
			○日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	三年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	四年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	五年	
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	六年以上	

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間	
												在職する期間	在職期間
○日												一年未満	
												一年	
												二年	
												三年	
												四年	
												五年	
												六年以上	

別表第四（第二十四条関係）

所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日

別表第五を削る。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

◎東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会議員会局

東京都議会議員会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都議会議員長 尾 崎 大 介

題名を次のように改める。

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条中「東京都議会議員会局一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

議長は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「及び第三条第二項」を削る。

第十一条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十二条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要のある」を

「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十三条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」に改める。以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十三条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十四条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十六条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十七条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改める。

第二十八条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十一条中「から第二十四条まで」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（特別休暇等の特例）

第三十条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十一条、第十三条関係）

四年	三年	二年	一年	一年未満	在職期間		
					勤務日数	所定	
十六日	十四日	十二日	十一日	十日	年百六十九日以上	上月十五日以上	週四日以上
九日	八日	六日	六日	五日	年百二十一日から百六十八日まで	月十一日から十四日まで	週三日
六日	五日	四日	四日	三日	年七十三日から百二十日	月七日から十日まで	週二日
三日	二日	二日	二日	一日	年四十八日から七十二日まで	月四日から六日まで	週一日
〇日					年四十八日未満	月四日未満	—

九月	十月	十一月	在職する期間			勤務日数	所定	別表第二(第十一条関係)	六年以上	五年
			日	年	月					
八日	九日	十日	日 以上	年 百六十九	上 月十五日以	週 四日以上		二十日	十八日	
五日	五日	五日	十八日 まで	年 百二十一 日から 百六	で ら 月十一日 から 十四日 ま	週 三日		十一日	十日	
三日	三日	三日	日まで	年 七十三日 から 百二十	十日 まで 月七日 から	週 二日		七日	六日	
一日	一日	一日	日まで	年 四十八日 から 七十二	六日 まで 月四日 から	週 一日		三日	三日	
			未 満	年 四十八日	月 四日未 満					

別表第三（第十一条関係）

イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職期間 在職する期間	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
	一年未満	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日
一年								
二年	○日	○日	○日	一日	二日	三日	五日	五日
三年	○日	○日	○日	一日	一日	二日	三日	三日
四年								
五年	○日	○日	○日	○日	○日	一日	一日	一日
六年以上								○日

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日

口 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職 する期間 在職期間
二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満
二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年
二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年
三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年
四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年
四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年
四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上

九月	十月	十一月	十二月	在職 する期間 在職期間	ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで	一月	二月	三月	四月
三日	三日	三日	三日	一年未満		○日			一日
四日	四日	四日	四日	一年					一日
四日	四日	四日	四日	二年					一日
五日	五日	五日	五日	三年					二日
六日	六日	六日	六日	四年					二日
六日	六日	六日	六日	五年					二日
七日	七日	七日	七日	六年以上					二日

在職 する期間 在職期間	一年未満 一年 二年 三年 四年 五年 六年以上
--------------------	--

二 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
			一日	一日	二日	三日	三日
			一日	二日	二日	四日	四日
			一日	二日	二日	四日	四日
			一日	二日	三日	五日	五日
			一日	二日	四日	六日	六日
			一日	二日	四日	六日	六日
○日			一日	三日	四日	七日	七日

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
○ 日			○ 日	○ 日	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日	
			○ 日	一 日	一 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日
			○ 日	一 日	一 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日
			○ 日	一 日	一 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日	二 日
			一 日	一 日	二 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日
			一 日	一 日	二 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日
			一 日	一 日	二 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日
			一 日	一 日	二 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日	三 日

四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間	ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満
									一年未満		
									一年		
									二年		
									三年		
									四年		
									五年		
									六年以上		

○
日

一月	二月	三月
----	----	----

別表第四（第二十三条関係）

	所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上		三日
週三日、月十一日から月十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで		二日

別表第五を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の東京都議会議員局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に
関する規程第二十七条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この訓令に

よる改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十七條の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第1条中「一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（勤務時間）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、当該職員の任期を通じて1週間当たり31時間以内で、職務内容に応じて所属長が定めるものとする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、総務部長の承認を得て、勤務時間を別に定めることができる。

（勤務日の割振り）

第3条 所属長は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、4週間ごとの期間につき勤務しない日が4日以上となるよう会計年度任用職員の勤務日を割り振るものとする。

第4条から第6条までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第7条から第9条までの規定（見出しを含む。）中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第10条第1項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「1月当たり」を「所定」に改め、同条第2項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「1月当たり」を「所定」に改め、同条第3項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」に、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「年次有給休暇は、」を「年次有給休暇は、新たに」に、「付与された」を「付与されていた」に、「1月当たり」を「所定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任使用前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第10条第4項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第11条第1項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項及び第

3項を次のように改める。

2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

3 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、総務部長が別に定める。

第12条第1項中「一般職の非常勤」を「警視庁の会計年度任用」に改め、「この規程に規定する」を削り、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項及び第3項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第13条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。

第14条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第15条から第17条までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「とあるのは、「」を「とあるのは、「女性の」に改める。

第18条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に「女性職員」とあるのは、「」を「女性職員」とあるのは「女性の」に改める。

第19条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「1の年度」とを「1の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」とに改める。

第20条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「とあるのは、「」を「とあるのは、「女性の」に改める。

第21条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第22条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「1月当たり」を「所定」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の夏季特別休暇については、総務部長が別に定める。

第23条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「1の年度」とを「1の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」とに改める。

第24条第1項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「(第7項を除く。)」を削り、「、同条第5項及び第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」とを「、同条第3項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第5項及び第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第7項中「別記第4号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」とに改める。

第25条(見出しを含む。)中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「場合は、」を「場合に」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員

第26条中「(第6項を除く。)」を削り、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「(一般職非常勤職員)を「(警視庁の会計年度任用職員)」に、「、同条第3項中「第21条」とあるのは「第18条で準用する休日休暇規程第15条」と、「職員に」とあるのは「一般職非常勤職員に」とを「、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項において「基準時間」という。))」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第18条で準用する休日休暇規程第15条」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」とに、「第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」とを「第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第6項中「別記第6号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」とに改める。

第27条を次のように改める。

(介護時間を承認することができる会計年度任用職員)

第27条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。

- (1) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員
- (3) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員

第29条を次のように改める。

(休暇等の申請)

第29条 第10条及び第13条に規定する休暇の申請については、休日休暇規程第24条の規定を準用し、申請するための様式は、総務部長が別に定める。

第29条の次に次の2条を加える。

(特別休暇等の特例)

第30条 同一会計年度中に、警視庁の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第14条から第24条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第31条 1時間を単位として使用した第19条及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第19条及び第23条に規定する休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第10条、第12条関係）

在職期間			所定勤務日数						
			1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
週4日 以上	月15 日以上	年169 日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週3日	月11 日から 14日 まで	年121 日から1 68日ま で	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日	月7日 から1 0日ま で	年73日 から12 0日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日

週1日	月4日 から6 日まで	年48日 から72 日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
—	月4日 未満	年48日 未満	0日						

別表第2（第10条関係）

在職する期間 所定勤務日数			11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
			週4日 以上	月15日 以上	年169日 以上	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日
週3日	月11日 から14 日まで	年121日 から168 日まで	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日
週2日	月7日か ら10日 まで	年73日か ら120日 まで	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
週1日	月4日か ら6日ま で	年48日か ら72日ま で	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日
—	月4日 未満	年48日未 満	0日										

別表第3（第10条関係）

1 所定勤務日数が週4日以上、月15日以上又は年169日以上

在職する期間 在職期間		12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
		1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
1年		11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
2年		12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3年		14日	13日	12日	11日	10日	9日	7日	6日	5日	4日	3日	2日

4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
5年	18日	17日	15日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年以上	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 所定勤務日数が週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日		
1年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
2年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
3年	8日	8日	8日	8日	8日	8日	5日	3日	2日			
4年	9日	9日	9日	9日	9日	9日	5日	4日	2日			
5年	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	4日	2日			
6年以上	11日	11日	11日	11日	11日	11日	7日	4日	2日			

3 所定勤務日数が週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日		
1年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日			
2年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日			
3年	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日			
4年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
5年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
6年以上	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	1日			

4 所定勤務日数が週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日		

1年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
2年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
3年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日
4年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日
5年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日
6年以上	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日

5 所定勤務日数が月4日未満又は年48日未満

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
	0日											
1年未満	0日											
1年	0日											
2年	0日											
3年	0日											
4年	0日											
5年	0日											
6年以上	0日											

別表第4（第22条関係）

所定勤務日数	承認日数
週4日以上、月15日以上又は年169日以上	3日
週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで	2日

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第26条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職

員の勤務時間、休暇等に関する規程第26条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の第1項第1号に掲げる会計年度任用職員</u>（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>1日につき7時間45分を上限として、当該職員の任期を通じて1週間当たり31時間以内</u>で人事部長が定める。</p> <p><u>2 職員の任用等に係る事務を主管する部長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、勤務時間を別に定めることができる。</u> (勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務日数はおおむね1月当たり<u>16日以内</u>で職務の性質に応じて人事部長が定める。</p> <p>2 職員の任用等に係る事務を主管する部長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質</p>	<p style="text-align: center;"><u>東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、<u>一般職非常勤職員</u>（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>次条に規定する1月当たりの勤務日数に応じて、別表第1に定める1日の勤務時間の</u><u>中から職務の性質に応じて</u>人事部長が定める。 [新設]</p> <p>(勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務日数はおおむね1月当たり<u>11日以上16日以内</u>で職務の性質に応じて人事部長が定め、<u>勤務日の割振りは</u>所属長が定める。</p> <p>2 職員の任用等に係る事務を主管する部長は、<u>前条及び前項の規定にかかわらず、職</u></p>

<p>により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務日数を別に定めることができる。</p> <p><u>3 所属長は、4週間ごとの期間につき勤務しない日が4日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。</u></p> <p>(超過勤務)</p> <p>第7条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第2条に規定する勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。</p> <p>[2 略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>所定の勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間</u>（以下「在職期間」という。）に応じて、1会計年度において<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>所定の勤務日数及び在職する期間</u>に応じて、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）</u>にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の<u>会計年度任用の職</u>に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、<u>新たに職員に任用された日</u>（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に<u>付与されていた年次有給休暇の日数</u>に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未</p>	<p>務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、<u>勤務時間及び勤務日数</u>を別に定めることができる。</p> <p><u>3 前2項の規定に基づき、勤務日数又は勤務日の割振りを定める場合において、4週間ごとの期間につき勤務しない日を4日以上設けるものとする。</u></p> <p>(超過勤務)</p> <p>第7条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第2条、<u>第3条第2項及び前条</u>に規定する勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>1月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間</u>（以下「在職期間」という。）に応じて、1会計年度において<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>1月当たりの勤務日数及び在職する期間</u>に応じて、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職</u>であった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の<u>一般職の非常勤の職</u>に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、<u>職員に任用された日</u>（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に<u>付与された年次有給休暇の日数</u>に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数</p>
--	---

満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。ただし、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

[4 略]

(年次有給休暇の単位)

第12条 [略]

[2 略]

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)の半分とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、人事部長が別に定める。

[5・6 略]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用された場合において、

(1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに1月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第4に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

[4 同左]

(年次有給休暇の単位)

第12条 [同左]

[2 同左]

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)の半分とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、人事部長が別に定める。

[5・6 同左]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規程に規定する職員に任用された

当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 略]

（特別休暇）

第14条 [略]

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員に限るものとする。

（子どもの看護休暇）

第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位として」と読み替えるものとする。

（夏季休暇）

第23条 [略]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、所定の勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数以内で承認する。ただし、勤務日ごとの勤務

場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第2に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 同左]

（特別休暇）

第14条 [同左]

[新設]

（子どもの看護休暇）

第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。

（夏季休暇）

第23条 [同左]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第5に掲げる日数以内で承認する。ただし、第3条第2

時間で時間数が異なる職員の夏季休暇については、人事部長が別に定める。

(短期の介護休暇)

第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位として」と読み替えるものとする。

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 所属長は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護休暇を承認するものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」

項の規定により勤務する必要のある職員の夏季休暇については、人事部長が別に定める。

(短期の介護休暇)

第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 所属長は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」

<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(介護時間を承認することができる職員)</p> <p>第28条 所属長は、職員が<u>次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 在職期間が1年以上である職員</u></p> <p><u>(2) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員</u></p> <p><u>(3) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある職員</u></p> <p><u>(特別休暇等の特例)</u></p> <p><u>第30条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第24条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</u></p> <p>(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)</p> <p><u>第31条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第20条及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</u></p> <p>[2 略]</p> <p>(休暇等の申請)</p> <p><u>第32条 [略]</u></p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(介護時間を承認することができる職員)</p> <p>第28条 所属長は、職員が<u>在職期間が1年以上である場合</u>に介護時間を承認するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)</p> <p><u>第30条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、<u>第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員</u>の第20条及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</u></p> <p>[2 同左]</p> <p>(休暇等の申請)</p> <p><u>第31条 [同左]</u></p>
--	--

(委任)

第33条 [略]

[削る]

(委任)

第32条 [同左]

別表第1 (第2条関係)

1月当たりの勤務日数	1日の勤務時間
16日	5時間30分、5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
15日	5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
14日	6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
13日	6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
12日	7時間15分、7時間30分又は7時間45分
11日	7時間45分

別表第1 (第11条、第13条関係)

所定勤務日数	在職期間			1月当たりの勤務日数					
	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上		
週4日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日		
週3日から	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日		
週2日から	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日		
週1日から	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日		
—	0日								

別表第2 (第11条、第13条関係)

1月当たりの勤務日数	在職期間			1月当たりの勤務日数					
	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上		
15日及び16日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日		
11日から14日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日		

別表第2 (第11条関係)

在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	所定勤務日数	169	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1
													以上	以上	日以上	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	所定勤務日数	121	5	5	5	5	5	3	2	1	0	0	0
													以上	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	所定勤務日数	73	3	3	3	3	3	2	1	1	0	0	0
													以上	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	所定勤務日数	48	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
													以上	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	所定勤務日数	48	0										
													以上	日										

別表第3 (第11条関係)

1 所定勤務日数が週4日以上、月15日以上又は年169日以上

[表 略]

2 所定勤務日数が週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで

[表 略]

別表第3 (第11条関係)

在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	1月当たり の勤務日数	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1
													日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	15日及び16日	5	5	5	5	5	3	2	1	0	0	0
													日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

別表第4 (第11条関係)

1 1月当たりの勤務日数が15日及び16日

[表 同左]

2 1月当たりの勤務日数が11日から14日まで

[表 同左]

3 所定勤務日数が週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日まで

[新設]

在職期間 在職する期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	12月	3日	4日	4日	5日	6日	6日
11月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
10月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
9月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
8月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
7月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
6月	2日	2日	2日	3日	4日	4日	4日
5月	1日	2日	2日	2日	2日	2日	3日
4月	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
3月	0日						
2月							
1月							
1月							

4 所定勤務日数が週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日まで

[新設]

在職期間 在職する期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	12月	1日	2日	2日	2日	3日	3日
11月	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
10月	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
9月	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
8月	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
7月	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
6月	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日
5月	0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
4月	0日	0日	0日	0日	1日	1日	1日
3月	0日						
2月							
1月							
1月							

5 所定勤務日数が月4日未満又は年48日未満

[新設]

在職期間 在職する期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	12月	0日					
11月							
10月							
9月							
8月							
7月							
6月							
5月							
4月							
3月							
2月							
1月							

別表第4（第23条関係）

所定勤務日数	承認日数
週4日以上、月15日以上又は年169日以上	3日
週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで	2日

別表第5（第23条関係）

1月当たりの勤務日数	承認日数
16日	3日
15日	3日
14日	2日
13日	2日
12日	2日
11日	2日

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

- この訓令は、平成32年4月1日から施行する。
- この訓令による改正前の東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第27条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第27条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

職員の子育休休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の子育休休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条を第三条の二とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第一号イ（3）の東京都規則で定める非常勤職員）

第三条 条例第二条第一号イ（3）の東京都規則で定める非常勤職員は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（条例第十三条第一号ロの東京都規則で定める非常勤職員）

第八条の二 条例第十三条第一号ロの東京都規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員とする。

- 一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員
- 二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職

員

第十条第二項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（）」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（）」に、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

第一条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

第六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難いと任命権者が認める場合は、この限りでない。

第六条第三項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第三条第三項第三号に規定する」を「第三条第三項第三号に掲げる」に改め、同条第四項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十条第一項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十七条を次のように改める。

(期末手当の支給対象外職員)

第十七条 条例第五条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 一会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者(任命権者が別に定める者を除く。)

二 条例第五条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に新たに条例の適用を受けることとなった者(第二十条の適用を受ける者を除く。)

三 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者(以下「休職中の者」という。)

四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

六 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業中の者(基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間(以下「支給期間」という。)において勤務し

- た期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）
- 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者
- 九 前各号に定める者のほか、任命権者が別に定める者
- 2 条例第五条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。
- 一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者
 - 二 法第二十八条第一項の規定により免職された者
 - 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）
 - 四 法第二十九条第一項の規定により免職された者
 - 五 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなった者

第十八条中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改め、同条を第二十四条とし、第十七条の次に次の六条を加える。

（期末手当の支給割合）

第十八条 条例第五条第二項の東京都規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）第三条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第十九条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

一 第十七条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第十七条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第四号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二

十七年東京都人事委員会規則第一号)第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号)第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。) 十割

四 休職中の者又は第十七条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 任命権者が別に定める割合

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)第二条又は第七条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、任命権者が別に定める期間を除算する。

(在職期間の通算)

第二十条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 学校職員給与条例の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

2 条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、任命権者が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第二十一条 条例第五条第二項の東京都規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。

一 月額非常勤職員については、当該職員の受ける第一種報酬（給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額

二 日額又は時間額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬の額を月額に換算した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若し

くは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

- 二 基準日において、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労働災害補償法」という。）の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償給付等」という。）、「労働災害補償法」の規定による休業給付若しくは傷病年金（以下「休業給付等」という。）又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労働保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額
- 三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 任命権者が別に定める者 任命権者が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第二十二條 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日（任命権者が別に定める場合は十二月十日）

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第二十三條 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、
第六条第二項ただし書及
び附則の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員として、」を削る。

第七条第三項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を加え、同項第三号及び同条第四項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第九条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第二十条第一項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改め、同条第二項中「地方公務員法」を「法」に、「日勤講師に任用された日」を「新たに日勤講師に任用された日」に、「付与された」を「付与されていた」に改め、同条第四項第三号中「平成三年法律第一百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第二十二条第三項第一号中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第二十二條の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職に

あつて」に改め、同条第三項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第三十一条を第三十八条とし、第三十条第三項第二号中「第三十条第二項及び第三項」を「第三十条第二項」に改め、同条第四項中「第二条」の下に「及び第三十二条第二項第三号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」を、「条例」の下に」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合」と、同条第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合」と相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」を加え、同条を第三十七条とし、

都立学校職員の職務に専念する義務の特例又は当該条例に基づく規程に定められた東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」を加え、同条を第三十七条とし、

第二十九条の二の次に次の七条を加える。

（期末手当の支給対象外職員）

第三十条 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第一項前段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

二 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

三 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第一号から第三号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

七 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

（期末手当の支給割合）

第三十一条 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二

号) 第三条の表に定める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第三十二条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

一 第三十条第一項第三号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第三十条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間(第二十九条第一項に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号)第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号)に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。) 十割

- 四 休職中の者又は第三十条第一項第二号に掲げる者として在職した期間 五割
- 五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割
- 六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合
- 3 第十八条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。
- (在職期間の通算)
- 第三十三条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。
- 一 給与条例の適用を受けていた者
- 二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者
- 三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任

用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日勤講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。))又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償

等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十五条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第三十六条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に任用されていた日勤講師は、この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第二項に規定する前年度に任用されていた者とみなす。この場合において、当該日勤講師の同條第三項に規定する再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

3 この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二條の二の規定により承認された介護時間の取得の初日は、改正後の規則第二十二條の

二の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

職員 規則
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する

職員 規則
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十九年東京都規則第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則 附則
附則第二条第一項及び附則第三条第一項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（平成二十九年東京都規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表公安職給料表の項中「八級」を「七級」に、「七級」を「六級」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「八級又は七級」を「七級又は六級」に改め、同条第二項第二号中「九級」を「八級」に改める。

第四条第二項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

別表第一病気休暇に相当する休暇の項を削る。

別表第二公安職給料表の項中「九級」を「八級」に、「八級又は七級」を「七級又は六級」に、「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第一項第二号及び第二項第二号並びに別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、平成三十年十二月二日から適用する。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第三項中「、第九号又は第十号」を「又は第九号」に改める。

別表第一病気休暇に相当する休暇の項を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、平成三十年十二月二日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の八千八百」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万一千九百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一萬八千」を「一万分の二万」に改め、同項第四号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一萬四千五百」を「一万分の一萬六千」に改め、同項第七号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第八号中「一万分の四千五」を「一万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第九号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

別表第一公安職給料表の項中「六級又は五級」を「五級又は四級」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第二号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第四号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第五号中「一万分の四千五」を「一万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第六号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	<p>11,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1号給 8,195円、2号給 8,272円、3号給 8,349円、4号給 8,426円、5号給 8,508円、6号給 8,596円、7号給 8,684円、8号給 8,778円、9号給 8,871円、10号給 8,970円、11号給 9,075円、12号給 9,185円、13号給 9,295円、14号給 9,405円、15号給 9,520円、16号給 9,636円、17号給 9,757円、18号給 9,889円、19号給 10,021円、20号給 10,153円、21号給 10,285円、22号給 10,345円、23号給 10,411円、24号給 10,477円、25号給 10,549円、26号給 10,620円、27号給 10,692円、28号給 10,763円、29号給 10,835円、30号給 10,901円、31号給 10,967円、32号給 11,033円、33号給 11,104円、34号給 11,176円、35号給 11,253円、36号給 11,330円、37号給 11,407円、38号給 11,484円、39号給 11,566円</p>
2 級	<p>14,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1号給 9,922円、2号給 10,037円、3号給 10,153円、4号給 10,268円、5号給 10,384円、6号給 10,505円、7号給 10,620円、8号給 10,736円、9号給 10,851円、10号給 10,961円、11号給 11,071円、12号給 11,181円、13号給 11,291円、14号給 11,401円、15号給 11,511円、16号給 11,621円、17号給 11,737円、18号給 11,858円、19号給 11,979円、20号給 12,100円、21号給 12,215円、22号給 12,336円、23号給 12,452円、24号給 12,573円、25号給 12,688円、26号給 12,809円、27号給 12,925円、28号給 13,040円、29号給 13,156円、30号給 13,271円、31号給 13,387円、32号給 13,502円、33号給 13,618円、34号給 13,739円、35号給 13,854円、36号給 13,970円、37号給 14,085円、38号給 14,201円</p>
3 級	<p>14,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1号給 13,299円、2号給 13,420円、3号給 13,541円、4号給 13,662円、5号給 13,783円、6号給 13,904円、7号給 14,025円、8号給 14,151円、9号給 14,272円、10号給 14,399円、11号給 14,525円、12号給 14,652円、13号給 14,778円</p>
4 級	<p>15,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1号給 14,580円、2号給 14,707円、3号給 14,833円、4号給 14,960円、5号給 15,086円</p>
5 級	15,700円
6 級	17,300円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	<p>7,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 6,705 円、2 号給 6,768 円、3 号給 6,831 円、4 号給 6,894 円、5 号給 6,961 円、6 号給 7,033 円、7 号給 7,105 円、8 号給 7,182 円、9 号給 7,258 円、10 号給 7,339 円、11 号給 7,425 円、12 号給 7,515 円、13 号給 7,605 円、14 号給 7,695 円、15 号給 7,789 円</p>
2 級	<p>10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 8,118 円、2 号給 8,212 円、3 号給 8,307 円、4 号給 8,401 円、5 号給 8,496 円、6 号給 8,595 円、7 号給 8,689 円、8 号給 8,784 円、9 号給 8,878 円、10 号給 8,968 円、11 号給 9,058 円、12 号給 9,148 円、13 号給 9,238 円、14 号給 9,328 円、15 号給 9,418 円、16 号給 9,508 円、17 号給 9,603 円、18 号給 9,702 円、19 号給 9,801 円、20 号給 9,900 円、21 号給 9,994 円、22 号給 10,093 円、23 号給 10,188 円、24 号給 10,287 円、25 号給 10,381 円、26 号給 10,480 円、27 号給 10,575 円、28 号給 10,669 円</p>
3 級	<p>11,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 10,881 円、2 号給 10,980 円</p>
4 級	11,300 円
5 級	11,500 円
6 級	12,600 円

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則

訓令甲第 号

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 年 月 日

警視総監 三 浦 正 充

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程

特地勤務手当等支給規程(昭和62年4月1日訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給料表 ＼ 職務の級	公安職 給料表	行政職 給料表 (一)	行政職 給料表 (二)	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
1 級	386,200 円	369,200 円	368,800 円	446,500 円	367,400 円	367,400 円
2 級	422,600	401,600	400,700	533,800	399,600	401,600
3 級	444,200	468,100	449,400	628,500	465,600	465,600
4 級	473,400	506,400	463,400	—	506,400	506,400
5 級	488,100	608,700	—	—	—	—
6 級	500,400	—	—	—	—	—
7 級	516,800	—	—	—	—	—
8 級	565,600	—	—	—	—	—

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。